

簡易吸収分割公告

平成21年2月24日

株主各位

東京都港区港南二丁目16番2号

株式会社バンダイナムコホールディングス

代表取締役社長 高須 武男

当社は、平成21年1月28日（水）開催の取締役会において、平成21年4月1日（水）を効力発生日として、吸収分割の方法によりバンダイネットワークス株式会社（本店：東京都品川区東品川四丁目12番4号）の株式管理事業に関する権利義務を承継すること（以下、「本吸収分割」といいます。）を決議いたしましたので、公告いたします。

本吸収分割は、会社法第796条第3項に基づき、株主総会の承認を得ずに行いますので、本吸収分割に反対の株主は、本公告掲載の翌日から2週間以内にその旨をお申し出下さい。

また、会社法第797条第1項に基づき当社株式の買取りを請求される株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、その旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。

以上